

みなし登録電気工事業者の方が、電気工事業を廃止した際に行う手続きです。（建設業法の許可を失効した場合は、別途問い合わせください。）

手続き方法

- 1 「電気工事業廃止届出書」に必要事項を記入し、電気工事業者届出受理通知書を添付して、持参又は郵送にて届出してください。
- 2 電気工事業者届出受理通知書を紛失した場合は、「通知書を紛失しました。見つけ次第返納いたします。（届出者名）」と余白に記入する。
- 3 届出する際、「電気工事業廃止届出書」は1部で結構です。
- 4 持参される場合、受付時間は、平日 午前9時～正午、午後1時～午後5時となっております。

※ 建設業許可を失効しても電気工事業を続ける場合は、同時に「登録電気工事業者登録申請」が必要となります。

<申請先>

千葉県電気工事工業組合（本部）

〒260-0005

千葉市中央区道場南1丁目9番15号

電話：043-224-6086

FAX：043-224-6087

電 気 工 事 業 廃 止 届 出 書

令和 年 月 日

千 葉 県 知 事 様

住 所

氏 名 又 は 名 称

法人にあっては
代表者の氏名

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律
第 34 条第 4 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 届出の年月日及び受理番号

 (昭和・平成・令和) 年 月 日 千葉県知事届出第 号

2 建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

 (平成・令和) 年 月 日 千葉県知事許可 (一) 第 号

3 事業を廃止した年月日

 (平成・令和) 年 月 日

4 事業を廃止した理由

(記載例)

様式第 20 (第 25 条)

電 気 工 事 業 廃 止 届 出 書

令和 3 年 4 月 1 日

千 葉 県 知 事 様

○個人の場合、住民票に記載されている住所、氏名等を記入してください。
○法人の場合、履歴事項全部証明書に記入されている、住所、氏名等を記入してください。

住 所 千葉県千葉市中央区市場町 1-1
氏名又は名称 株式会社千葉電気工事
法人にあつては
代表者の氏名 千葉 太郎

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律
第 34 条第 4 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 届出の年月日及び受理番号

(昭和・平成・令和) 28 年 5 月 1 日 千葉県知事届出第 28001 号

電気工事業開始届出受理通知書に記載されている年月日等を記入してください。
なお届出年月日は、通知書の「1 届出年月日」に記載されている日付を記入してください。

2 建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

(平成・令和) 3 年 3 月 1 日 千葉県知事許可(般一2)第 22222 号

建設業許可書に記載されている許可番号や年月日を記載してください。年月日は許可の有効期間の始まりの日付を記入してください。

3 事業を廃止した年月日

(平成・令和) 3 年 4 月 1 日

4 事業を廃止した理由

法人を解散したため廃止

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

※通知書を紛失した場合、下記のとおり記入してください。
通知書を紛失しました。
見つけ次第返納いたします。 千葉 太郎